

## (2) 企業情報開示におけるCSR報告

### ① 各種報告書の相互関係

CSR報告書は、財務報告書など企業の情報開示の全体像の中でどう位置付けられるのであろうか。ここでは、議論を簡潔にするために、企業情報開示の内容をトリプルボトムライン（経済・環境・社会の3つの側面）の要素に単純化して考えてみたい。

経済面の情報開示については、制度化された財務報告の枠組みがあり、一定の企業は株主・投資家に対して財務報告書を開示しなければならない。しかし、CSRへの関心の高まりとともに、企業の適切な評価を行う上で、従来の財務情報だけでは不十分であり、環境・社会面も含めた非財務情報の開示も必要だとする認識が広まってきている（図表Ⅳ－5のAの矢印で示す方向性）。こうした傾向は、有価証券報告書におけるリスク情報の開示要請、経済産業省による知財報告書の検討作業などにも見ることができる。また、ヨーロッパ（英・仏・蘭等）では非財務情報の開示を求める制度も存在する。

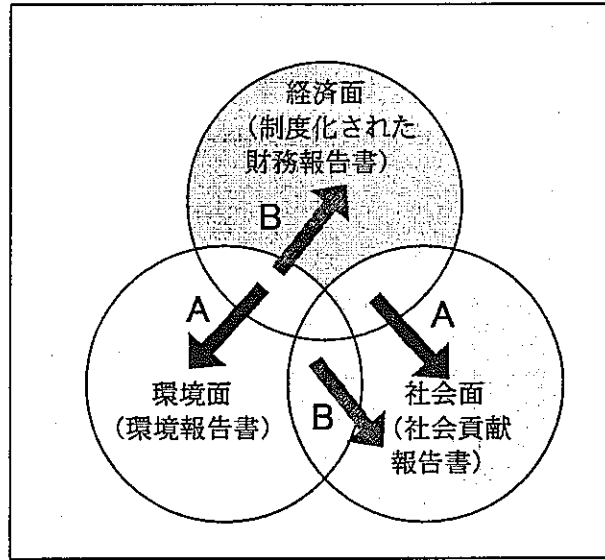
環境面については、既述したとおり国内でも公開会社を中心に自主的に環境報告書を発行する企業が増えており、環境報告書の発展形態として、経済・社会面も含めた報告書に移行する流れがある（図表Ⅳ－5のBの矢印で示す方向性）。

社会面のレポートについては、社会貢献レポート等を作成・公表している企業もあるが、国内では制度的又は自主的な取組みとして広く普及しているわけではなく、こうした報告書からの発展形は見られない。

実際の企業活動の中には、経済・環境・社会面に明確に線引きができない事柄も多く、重なり合う部分について、どの情報開示媒体にどのような内容を記載するのが、一般的に明確に切り分けられているわけではない。アニュアル・レポートの中で、環境・社会面を含むCSRの取組みについて記述している例も多く見られるし、環境報告書の中で経済・社会面に触れているケースも見られる。

上記の2つの方向性・流れは、これらのトリプルボトムラインの情報開示が融合していく過程と見ることもできる。

図表Ⅳ－5



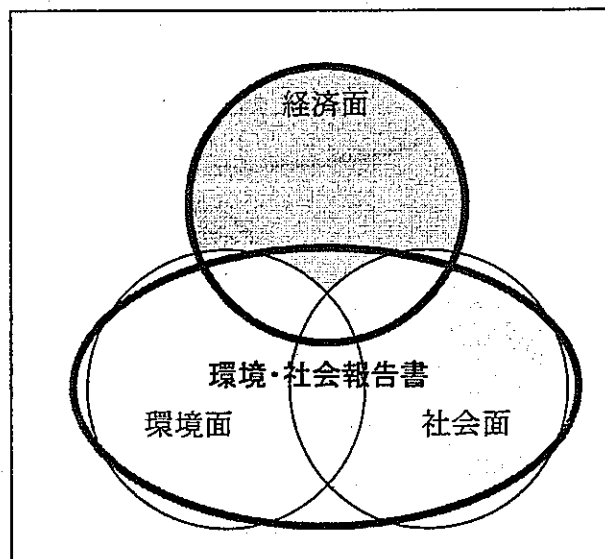
② 企業事例に見る各種報告書の発行形態

各種報告書の位置付けについては、各社がそれぞれの考え方で発行しているのが現状であるが、特徴的なパターンを以下に示す。

ア. 財務情報開示と非財務情報開示の2報告書を発行（図表Ⅳ－6）

主に財務情報を扱う有価証券報告書などの財務報告書と、主に非財務情報を扱うCSR報告書（「環境・社会報告書」等名称は様々）を発行している。環境報告書からCSR報告書へ移行している企業の多くはこのパターンである。

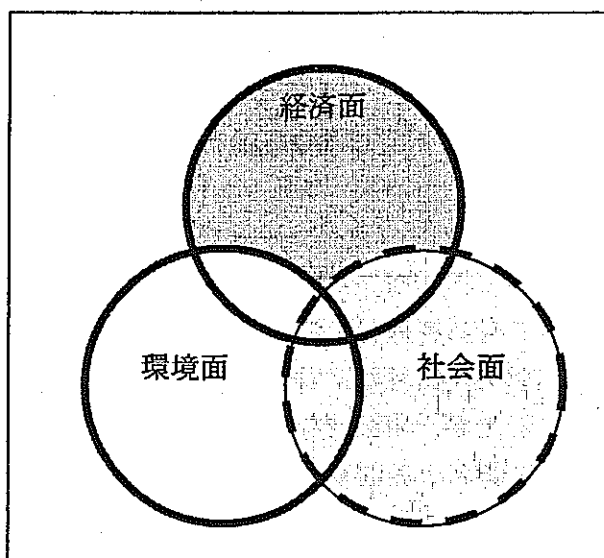
図表Ⅳ－6



イ.トリプルボトムラインの各側面に関する、報告書を発行（図表IV-7）

経済・環境・社会の各側面について、それぞれレポートを発行しているパターンである。このうち、社会についての報告書を作成せず、財務報告書と環境報告書の2報告書を発行しているパターンは多いが、便宜的にこの分類に入れておく。

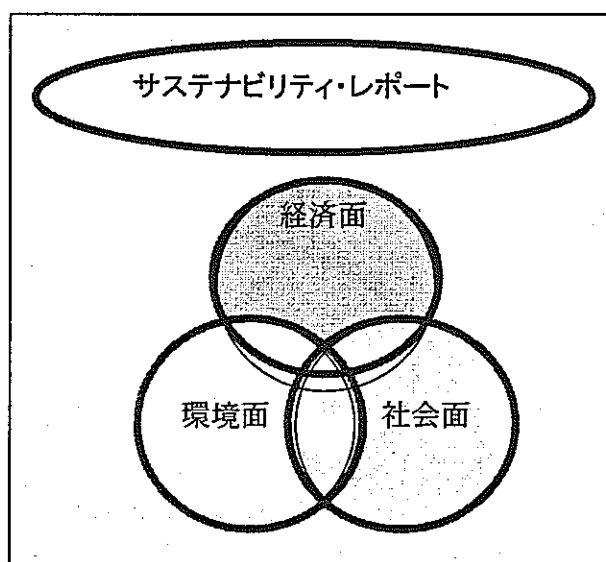
図表IV-7



ウ.トリプルボトムラインを統括する報告書を発行（図表IV-8）

各側面について、それぞれ詳細に報告するレポートを発行し、上位概念として、サステナビリティ・レポートを位置付けているパターンである。

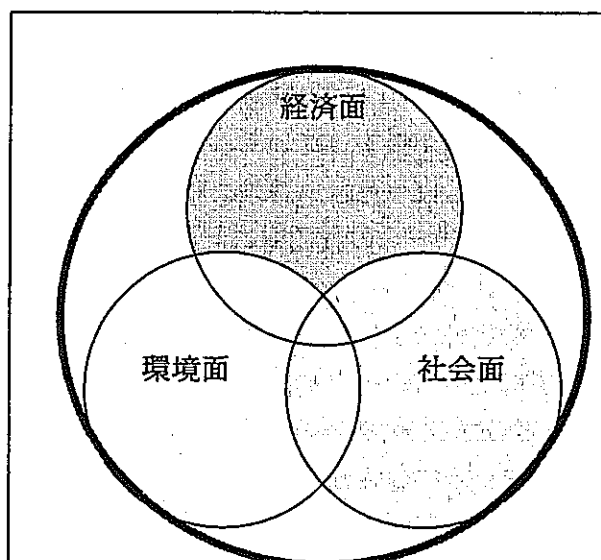
図表IV-8



エ. すべての側面を1つにまとめた報告書を発行（図表Ⅳ-9）

アニュアル・レポートや環境報告書、CSRレポートを加えて一本化したパターンである。

図表Ⅳ-9



### 3. CSR報告書の内容

CSR報告書は、CSRへの取組みとその結果をステークホルダーに説明する報告書であり、法律で作成が義務付けられているものではなく、開示する内容や様式にも決められたものはない。CSR報告書は、その性質からして、作成側と利用側の双方向コミュニケーションによりステークホルダーの関心を把握し、組織とステークホルダーにとって重要な事項を報告するべく作り上げていくものである。したがって、CSR報告書の内容は、時代の流れとともに変化し、また報告組織によって違うものとなる。

現在、発行されているCSR報告書では、次の3つのタイプが多く見られる。

#### (1) トリプルボトムラインタイプ

経済・環境・社会面（トリプルボトムライン）におけるCSRの取組みと結果をバランスよく示すため、経済・環境・社会の分野別に記載したのが、このタイプである。

国内・海外ともに多く見られるが、特に日本では、製造業を中心として環境報告書が普及してきた経緯から、これまでの環境報告に経済報告と社会報告を追加し、CSR報告を志向する例が多い。

例えば、ある製造業の報告書では、まず、経済、環境、社会の3つの側面から

CSRを果たす持続可能性経営を自社の最重要課題として掲げ、トリプルボトムラインに的確に対応すべくマネジメントを実践していることを示している。そして、これを受ける形で、経済報告、環境報告、社会報告の大項目を設け、それぞれの取組みの方針と体制、結果を報告している。

## (2) ステークホルダータイプ

昨今、ISOを中心としてCSRの議論が進み、ステークホルダーを中核としたCSRマネジメントに注目が集まっている。これを受け、CSR報告書もステークホルダーに向けた報告書という色合いが強まり、トリプルボトムラインに忠実な報告書からステークホルダーへの責任別に記述した報告書が見られるようになってきている。

海外では、特定のステークホルダーをターゲットにした報告書も見られるが、日本では、すべてのステークホルダーに向けて作成される傾向にある。

例えば、ある損害保険業の報告書では、まず、自社のCSR経営の確立において、ステークホルダーとのコミュニケーションの強化が最も重要であるとし、これを受けてステークホルダーへの責任を定義し、各ステークホルダーへの責任を報告していく形で記載している。

## (3) ガバナンスに重点を置いたタイプ

近年の世界的な不祥事の続発から、コンプライアンスやガバナンスの取組みに注目が集まっていることを受け、欧米では、特にガバナンスの報告に重点を置く傾向が見られる。一方、日本はどこかに重点を置くのではなく、均等にページを配分する傾向にある。

例えば、ある製薬業の報告書では、全職員及び経営者が従うべき行動基準とトリプルボトムラインへのコミットメントを明白に打ち出し、事業上の目的と同様に持続可能な発展の観点を全決定過程に取り込むことを最終目標とするガバナンスのフレームワークを示し、基本経営方針と実行手法を記載するとともに、持続可能な発展が事業に組み込まれてきた過去と未来を時系列で表す図を記載している。

## 4. 規制等の動向

各国の政府は、企業のCSR情報の開示について、年次財務報告を中心に法的に義務付ける方向に動いている。日本でもCSR情報であるという認知はされていないが同様である。

CSRは、本来、企業自らが積極的に実施する活動であるため、CSR報告書の開示を義務付ける傾向にはないが、法定の年次財務報告については、投資家への重要な情

報として、CSR情報の開示を義務付ける傾向にある。

このような状況が進めば、やがて両者は一元化するのではないか、という疑問が生じるが、本質的に対象とするステークホルダーの範囲が異なるため、年次財務報告をもってCSRの説明責任を果たすことはできない。

すなわち、年次財務報告では、株主・投資家を対象とし、財務分析の視点から必要とされるCSR情報を開示することが求められており、広範なCSR情報を開示する必要はない。一方、CSR報告書は、多様なステークホルダーにとって重要なCSRへの取組みとその結果を報告することが求められ、株主・投資家に限定している年次財務報告よりも広範なCSR情報の開示が求められる。

本節では、日欧米におけるCSR情報の開示規制を、年次財務報告における開示規制とCSR報告書による開示規制とに分けて説明する。

#### (1) 年次財務報告におけるCSR情報の開示規制

近年、環境・社会・倫理面の非財務パフォーマンスが企業価値に与える影響が重要視され、年次財務報告において、財務分析上必要な非財務情報の報告が求められている。

##### ① EU - 会計法現代化指令

2003年、EU理事会によって会計法現代化指令（2003/51/EC）が採択された。

この指令では、大・中規模会社に対して、年次財務報告書において「連結全体に含まれる企業の規模と事業内容に合った事業の経過と業績及び現況についてバランスの取れた包括的分析」をすること、また、必要な範囲で、財務的及び非財務的主要業績指標を開示することを要請し、非財務的主要業績指標には環境・従業員に関する情報を含めるものとしている。

加盟各国は、この指令に基づく法制度を2005年1月1日までに制定することが求められているが、2005年4月現在、EU25か国中、イギリス、ドイツが履行済みである。

##### ② アメリカ

アメリカでは、証券取引法及び米国証券取引委員会（SEC）による開示規則に基づき、上場企業の年次財務報告書において、事業の概要において、環境に関する法令遵守や訴訟の影響といった環境情報の開示が求められている。

また、年次財務報告書には、1982年より「経営者による財政状態及び経営成績の分析（MD&A: Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and results of Operations）」の開示が定められている。ここでは、経営に活用している主要業績指標を特定し考察することが求められており、この指標には非財務的指標を含むとされている。

しかし、企業改革法（SOX法: Sarbanes-Oxley Act）が2002年に成立し、最

高経営責任者及び最高財務責任者は、年次財務報告が真実、完全かつ適切であることについて、認証を求められるようになった。認証には、「年次財務報告に重要な事実に関する虚偽の陳述がなく、またミスリードすることがないよう、いかなる重要事実も省略していないこと」が含まれ、また、MD&A等を含むSECが定めた開示規則を確実に遵守するための「開示に関する統制及び手続の有効性を評価したこと」が含まれている。

したがって、今後、米国の年次財務報告において、財務を分析するための環境・社会・倫理面の非財務情報の開示が発展することが予想される。

### ③ 日本

日本では、証券取引法に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。）において年次財務報告書すなわち有価証券報告書の開示内容が定められている。2003年3月に内閣府令が改正され、2004年3月期の有価証券報告書等から、新たに定性的情報として「事業等のリスク」、「財政状態及び経営成績の分析（MD&A）」及び「コーポレート・ガバナンスの状況」の開示が義務付けられた。

#### ア. 事業等のリスク

事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、「投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項」を開示しなければならない。

内閣府令では、記載すべき事項を詳細に定めてはいないが、例として挙げられている事項に、特有の法的規制・取引慣行・経営方針や重要な訴訟事件等の発生といった、CSRに関連するリスクが含まれている。

#### イ. 財政状態及び経営成績の分析

事業の状況、経理の状況等に関して「投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態及び経営成績に関する分析・検討内容（MD&A）」を開示しなければならない。内閣府令では、記載すべき事項を詳細に定めていないが、例として、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析を挙げており、経営者は、財務的指標のみならず非財務的指標も含めて分析することが必要となる。

#### ウ. コーポレート・ガバナンスの状況

「提出会社の企業統治に関する事項」を開示しなければならない。内閣府令では、記載すべき事項を詳細に定めていないが、例として、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区分した内容）を挙げており、CSR情報の開示を要求している。

## (2) CSR報告書によるCSR情報の開示規制

現在、各国で進んでいるのは、環境報告書としての規制であり、環境報告に加えて社会報告を要求している国もあるが、CSR報告書の開示要求までには至っていない。

### ① EU

スウェーデン、デンマーク、オランダといった欧州各国では、CSR報告書の開示に関する法規制はないが、年次財務報告とは独立した環境報告書を作成・開示するよう求める規制が設けられている。また、国内法とは異なるが、EUの環境管理制度（EMAS:ECO-Management Audit Scheme）では、環境報告書の作成・公表が認証条件とされていることから、ドイツのように国内法に基づいてEMAS認証取得が積極的に進められている国では、環境報告書の作成が義務に近い形で存在しているともいえる。

イギリスには、報告書の開示に関する法規制はないが、政府・NPO・企業が国レベルでCSRに取り組んでおり、CSR報告書の作成も積極的に行われている。

### ② アメリカ

アメリカには、報告書の開示に関する法規制はないが、企業の任意で作成されている。

### ③ 日本

日本には、CSR報告書の開示に関する法規制はないが、平成17年度より環境報告書の作成が特定の大学法人・独立行政法人等に義務付けられている。民間企業については、任意でCSR報告書を作成する企業が増加している。<sup>1</sup>

## 5. CSR報告のガイドライン

現在、各国において、環境報告書の作成方法や記載項目を解説したガイドラインが発行されているが、CSR報告書のガイドラインはほとんど発行されていない。

日本においても、CSR報告書のガイドラインはなく、環境報告に関するガイドラインの中で、社会報告について触れている程度である。

CSRの議論が活発化している現況においては、CSR報告書も日々進化するべきであり、細かい記載内容まで定めるガイドラインは必要ないという見解もある。

しかし、このような中、次の2つのガイドラインがグローバル・スタンダードとなりつつあり、今後も採用組織は増加すると見込まれる。

---

<sup>1</sup>平成17年6月に経産省から「知的資産経営の開示ガイドライン（案）」、及び産業構造審議会新成長政策部会から「経営・知的資産小委員会中間報告書（案）」が公表されている。これらは広範な知的資産を開示対象とするものであり、CSR報告書とも関係が深く、注目に値する。



### ① GRIサステナビリティ・リポーティング・ガイドライン

GRIサステナビリティ・リポーティング・ガイドラインは、CSR報告書の具体的な記載項目を示したガイドラインとしては、グローバルで利用されている唯一のガイドラインである。トリプルボトムラインをベースとして、ガバナンスとステークホルダーエンゲージメントの取組みを報告要素とし、組織の持続可能性を報告するための記載項目を示している点で、CSR報告書のガイドラインとして広く利用されている。

現在、様々なステークホルダーから編成されたワーキンググループにより報告原則、報告指標ともに大幅に見直しており、現在のCSR情勢を反映させた使いやすいガイドラインを目指し、2006年に改訂版の発行が予定されている。

- ・ 国際的NGO『Global Reporting Initiative (GRI)』、2000年6月公表（2002年8月改訂、2006年後半改訂予定）。
- ・ GRIのHP (<http://www.globalreporting.org>) から英語版・日本語版で入手可能。
- ・ 経済・環境・社会的パフォーマンスの3要素から構成される持続可能性報告の枠組みを提供する。
- ・ 2004年11月時点で、約600組織が利用しており、日本の占める割合は、2割を超えている。

### ② AA1000シリーズ

AA1000シリーズは、組織が、ステークホルダーエンゲージメントを通して、組織的に説明責任を果たすプロセスを確立するためのガイドラインである。

ステークホルダーエンゲージメントを中核とした、CSR報告のための原則及びプロセスの基準という点で、グローバルに利用されている唯一の基準である。

- ・ 国際的NGO『The Institute of Social and Ethical Accountability (AccountAbility)』、1999年『AA1000フレームワーク』公表。

現在、2003年に公表した専門モジュール『AA1000保証基準』を始めとし、AA1000シリーズ化に向けて改訂中。

- ・ AccountAbilityのHP (<http://www.accountability.org.uk/>) から英語版で入手可能。
- ・ 社会・倫理に関するアカウンティング（分析）、保証、報告の品質を改善することにより、組織の持続可能な発展をサポートすることを目的とした説明責任に関する原則及びプロセスの基準、専門モジュール、ガイダンスを提供する。
- ・ 2003年度は110組織が利用。2003年に公表されたAA1000保証基準が注目を集め、2004年度以降、CSR報告書の保証基準として採用する組織が増加して

いる。日本においても関心が高く、今後、適用する組織が増加すると思われる。

## V CSR情報の保証業務

### 1. CSR情報の信頼性と保証業務

社会が要求するCSR関連情報に対する信頼性や比較可能性の程度は、当該情報に対する社会のニーズに依存すると考えられるが、企業不祥事の頻発や社会全体の情報化に伴ってそのニーズは確実に高まっている。

それに対して、近年、国内外においてCSRに関するフレームワークや規格等の策定が進められ、また多くの考え方が提唱されているが、まだ社会的に確立、認知されたものは存在しない。とはいえ、一部の企業は、これらを参考としながら組織の社会的責任に関する活動を模索しながらも着実に進めており、他企業との差別化を図り自らの競争力の向上を目的としてCSRへの取組状況や実績を発信し始めている。

社会的な視点からすれば当然のことであるが、こうしたCSR情報は一定の信頼性を確保する必要があり、企業は、信頼に足る情報によって正しく評価されなければならない。

開示されるCSR情報の信頼性を高め、比較可能性に資するためには、企業自身がCSRに関する一定レベルのマネジメントを行い、CSR関連情報を一定のルールに従って認識、測定することが最低限必要となる。さらに、こうしたマネジメント、情報プロセス及び情報それ自体が信頼できることを社会に認知させるためには、財務報告における会計監査のような独立第三者の保証業務が有効と考えられる。

すなわち、企業が開示するCSR情報は、事実の客観的表示のみならず、主観的判断や慣習的方法によって作成されたものを含むため、開示企業やCSR情報の想定利用者が当該情報に関して共通的な理解を可能とするためには、関係者が共通的に認めたCSR情報の作成基準が確立されている必要がある。企業はこれに準拠することによって、様々な利害関係者の意思を反映したCSR情報を作成することが容易となる。しかし、CSR情報の作成者と想定利用者の利害は一致しているとは限らない。また、CSR情報及びその背景にある企業活動は複雑であり、これを理解するためには専門性が必要となる。さらに、CSR情報が不特定多数の利害関係者に対して公表される場合、想定利用者が、企業の作成したCSR情報について個別に検証することは不可能である。

こうした理由により、開示されるCSR情報が不特定多数の想定利用者から一定の信頼を得るためには、開示企業から独立した外部の第三者によるCSR情報の保証業務が必要となる。

## 2. CSRに関する保証業務の内容

### (1) ISAE3000

現時点において、非財務情報一般の保証業務に関する適用や權威性を規定した国際的な基準として存在しているのが、国際会計士連盟「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」（以下「ISAE3000」という。）である。ISAE3000では、保証業務を実施する上で必要な事項として以下を挙げている。

- ・ 業務実施者の独立性、専門的能力及び倫理要件
- ・ 主題の適切性及び入手可能性
- ・ 規準の適合性と入手可能性
- ・ 証拠の入手可能性
- ・ 合理的保証又は限定的保証のいずれかに適切な形式での書面による結論
- ・ 業務に制限がないこと
- ・ 契約当事者による業務実施者名の不適切な使用がないこと

ISAE3000は、CSR情報の保証業務を行うに当たって利用できる、現時点では最も網羅的かつ体系的なものと考えられ、会計士がその実施に当たって拠って立つことのできる有力な国際的な指針である。

### (2) 国内の保証業務に関する指針等

一方、国内においては、企業会計審議会が保証業務に関する一般的な原則と權威性を規定するために「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」（平成16年11月29日）を公表している。またこれを受けて、具体的な事項を扱う実務指針として、日本公認会計士協会は、監査・保証実務委員会報告（公開草案）「財務諸表監査以外の保証業務等に関する実務指針」（平成17年7月8日以下「保証業務等実務指針（案）」という。）を公表した。この実務指針により、CSR情報を始めとする非財務情報の保証業務の進展に資するものと期待できる。なお、これらは基本的な考え方においてISAE3000との整合性が取られている。

### (3) 業務実施者の要件

CSR情報の保証業務を実施する者に求められる重要な要件として、一般的な倫理観や独立性のほかにCSRに関する専門性が挙げられる。しかし、CSRは、経営全般にわたるものであり、経営のすべての側面について深い知見を有する専門家は、事実上存在しないと考えられる。そこで、CSR情報の保証業務は、複数の専門家がチームを編成してこれに当たるのが最善と考えられる。CSRの各側面については、環境、人権、品質、情報、労働等の専門知識を有するそれぞれの専門家が担当し、最終的な保証業務の取りまとめを担う人材として、経営全般及び保証業務の指揮、管理に通じた専門家とその任務に当たる必要がると考えられる。

しかしながら、現段階において制度として未成熟なCSR情報の保証業務に対して、このような多様な専門家を擁するチーム編成は、コスト的に事実上困難である。したがって、当面、会計士のようなこれまで保証業務を実践してきた専門家が中心となって、必要に応じて、各分野の外部専門家の知見を利用しながら保証業務を実践していくことが考えられる。

#### (4) CSR情報の保証業務における主題

CSR情報の保証業務における主題は、CSRの多面性から極めて多くのバリエーションが考えられる。例えば、単一の主題の場合であれば、CSR全般に関する取組状況といった主題が考えられる一方、これをブレイクダウンすることで環境、人権、品質といった複数の主題を設定することも考えられる。設定される主題は、保証業務の対象となり得るような特性、すなわち、主題の要件として次の事項を備える必要がある。

- ・ 識別可能であること
- ・ 一定の規準に基づいて首尾一貫した評価又は測定ができること
- ・ 主題情報に関する十分かつ適切な証拠を収集できること

#### (5) 一定の規準

CSRに関する保証業務の実施に必要な判断基準としての規準は、現状においてもいくつか想定することができる。例えば、遵法性を保証する場合であれば、法律自体が一定の規準となり、またマネジメントを保証する場合であれば、各種のISO規格がこれに該当すると考えられる。

##### 【CSR情報の保証業務における判断基準の例】

- ・ 労働に関するパフォーマンスの遵法性・・・労働関連法
- ・ 品質マネジメントの適合性・・・ISO9000
- ・ 環境に関するパフォーマンス報告の信頼性・・・環境省「環境報告書ガイドライン」
- ・ 説明責任に関するプロセスの有効性・・・AA1000フレームワーク
- ・ CSR情報全般の信頼性・・・GRI「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン」

なお、一定の規準としては、社会的に確立されたもののほか、例えば、社内基準のような個別に定められたものが考えられる。ISAE3000では、一定の規準としての要件を具備していれば、このような個別に定められたものであっても保証業務の判断基準として認めている。

一方、保証業務の実施基準としての規準は、現在、次のようなものが公表されている。

#### 【保証業務の実施基準の例】

- ・ 非財務情報全般・・・ISAE3000、保証業務等実務指針（案）
- ・ 環境報告書の記載情報・・・環境省「環境報告書審査基準案」、環境報告書保証業務指針
- ・ 説明責任に関するプロセス・・・AA1000AS

#### (6) 具体的な保証内容

保証内容を構成する要素は、次の3つに区分できる。保証内容は、これら3要素の組合せとして考えることができる。

- ・ CSR項目・・・人権配慮、環境配慮、製品安全、品質、情報セキュリティ 等
- ・ 対象とする事象・・・マネジメント、プロセス、パフォーマンス 等
- ・ 対象とする特性・・・有効性、信頼性、遵法性 等

例えば、環境報告書保証業務指針においては、保証内容として環境報告書の記載情報に関する信頼性を想定しているが、ここにいる信頼性とは、一定の規準に対する記載項目の網羅性及び記載された情報の正確性をその構成要素としている。

### 3. 現在行われているCSR情報に関する保証業務

CSRを構成する要素は、経営全般にわたるため、CSR情報すべてに対する保証業務は、事業活動そのものを保証することにも通じる。したがって、CSR情報全般に対する保証業務は困難なものであるが、後述の事例で分かるように、先進的な企業等は、現在、さまざまな工夫を凝らして自主的な取組みを行っている。

CSR全般に関する保証業務として、海外において最近目立つものとしては、説明責任に関する状況を主題としてAA1000フレームワーク（FW）への準拠性をAA1000保証基準（AA1000 Assurance Standard）に基づいて保証する例があげられる。また、GRIから公表されたサステナビリティ・レポート・ガイドラインへの準拠性をISAE3000に基づいて保証する例も多くなっている。

一方、CSRの特定の側面に関する保証行為に類するものは、以前から実施されているものも多い。ISO規格に基づいた品質や環境マネジメントに関する審査は国内外問わず行われており、また、国内において特に盛んな環境配慮への取組みや実績情報に関する環境報告書の第三者審査がそれに当たると考えられる。

そのうち、環境報告書の保証業務は、CSR情報の保証業務の典型的な例である。環境省の国内調査によれば、第三者による審査を受けている企業等は、公表企業等のうち16.3%であり、審査を検討している企業等を含めると41.2%に上る。これに関連して、平成16年5月に「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（環境配慮促進法）が成立した。本法律は、

特定事業者に環境報告書の公表を義務付けるとともに企業等に努力義務を課す一方で、環境報告書の審査についても言及しており、将来的な環境報告書の保証業務の進展が予想される状況がより明らかになってきた。なお、日本公認会計士協会は、環境報告書保証業務指針を公表し、順次改正作業を進めている。

環境報告書はその情報範囲を環境以外の社会的な側面に拡大しており、その名称も環境・社会報告書やサステナビリティ報告書といったCSR報告に変貌しつつある。その意味で、国内における環境報告書の保証業務は、CSR情報の保証業務への発展が予想される。

#### 4. CSR報告書の保証事例〈海外〉

以下では、海外におけるCSR報告書に関する保証業務の現状がどのようなものであるかについて調査した結果をまとめ、分析した。

調査は、イギリスのSustainAbility社、UNEP(国連環境計画)、格付機関のStandard & Poor's社が2004年に選んだ、世界の非財務報告の上位50社(日本企業を除く。)を対象に、第三者による保証業務の有無、及び保証業務が実施された32社の報告書に掲載されている保証報告書の記載内容に関して行った。

##### (1) 保証業務の実施状況

上記50社のうち日本企業を除く47社中、第三者による保証業務あるいはそれに類似すると思われる業務が実施された企業は32社であった。国別及び業種別の特徴は以下のとおりである。

###### ① 国別の特徴

- ・ イギリスでは、ほとんどの報告書に保証業務が実施されている。(15社/16社以下同)
- ・ オランダでは、すべての報告書に保証業務が実施されている。(5/5)
- ・ ドイツの報告書には保証業務は少ない。(1/5)
- ・ アメリカでは、半分の企業で保証業務が実施されている(4/8)  
なお、アメリカ企業の保証報告書においては、4社すべてにおいて「assurance」ではなく「verification」という用語が使用されている。

###### ② 業種別の特徴

- ・ 食品関連では、第三者保証が多く実施されている。(7/9)
- ・ エネルギーでは、ほとんどの報告書に第三者保証が実施されている。(6/7)
- ・ 金融では、すべての報告書に第三者保証が実施されている。(4/4)

(図表V-1) 第三者による保証業務が行われた32企業に関する保証報告書の詳細

社名	国	産業分類	報告書タイトル	業務実施者	保証業務基準	一定の規準 (クライテリア)	保証の範囲	保証の水準
Co-operative Financial Service	英	総合金融	Sustainability Report 2003	Just Assurance	AA1000AS	AA1000FW GRI	報告書	不明
Novo Nordisk	デンマーク	医薬・バイオ	Annual Report 2004	PwC	AA1000AS ISAE3000	GRI in accordance, UN Global Compact	報告書、 報告を支える 活動	限定的な保証
BP	英	エネルギー	Sustainability Report 2004	Ernst & Young	AA1000AS	GRI In accordance	報告書の一部	AA1000 には保 証レベルの概 念がないこと を記載
British American Tobacco	英	食品・たばこ	Social Report 2003/2004	Bureau Veritas	AA1000AS	AA1000	報告書	不明
BT Group	英	電子通信サ ービス	Social and Environmental Report 2004	Lloyd's Register Quality Assurance	AA1000AS	GRI In accordance, GRI Telecommuni cations Sector Supplement	ウェブ上の報 告書	不明確
BAA	英	輸送	2003/04 Annual Report and sustainability website	Environmental Resources Management	記載なし	"我々の保証は、 OFR, wg, GRI, Accountabil ityのようなフォ ーラムによって 作成されつつあ る概念を反映し ている"	報告書 ウェブ情報の 一部	不明
Rabobank	オランダ	総合金融	Annual	KPMG	ISAE	記載なし	報告書	限定的な保証